政令第百五十四号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第三十一条第四項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第二項、第三十二条第五項第二号、第三十四条第二項、第三十六条第五項第二号、第三十七条第三項第二号、第三十八条第三項第二号、第五項第二号（同法附則第三十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九項（同法附則第三十九条第七項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項第二号、第四十一条第四項第二号、第四十二条第七項第二号、第四十四条第八項第二号、第四十八条並びに第五十条並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第五十四条の二の規定により読み替えられた同法附則第五十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第五十四条の二の規定により読み替えられた同法附則第五十四条第二項の規定により読み替えられた同法第三十一条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正）

第一条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二を削る。

第七条の次に次の一条を加える。

（平成二十六年度における再評価率等に関する特例）

第七条の二　平成二十六年度における平成十三年統合法附則第三十一条第四項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十二条第五項第二号、第三十六条第五項第二号、第三十八条第三項第二号及び第五項第二号（平成十三年統合法附則第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項第二号、第四十一条第四項第二号、第四十二条第七項第二号並びに第四十四条第八項第二号の政令で定めるところにより算定した額（昭和十三年四月二日以後に生まれた者に係るものに限る。）は、これらの規定による施行日以後における退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金、退職年金、減額退職年金、障害年金、遺族年金及び厚生年金保険法による老齢厚生年金の額の算定の基礎となる次の各号に掲げる率に代えてそれぞれ当該各号に定める率を用いて算定した額とする。

一　厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率　別表第一各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率

二　厚生年金保険法附則第十七条の四第四項に規定する率　別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率

三　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率　〇・九八六

第八条の次に次の一条を加える。

（平成二十六年四月から平成二十七年三月までの間における特例退職共済年金等の額の算定に用いる率）

第八条の二　平成二十六年四月から平成二十七年三月までの間における平成十三年統合法附則第三十一条の二第二項に規定する政令で定める率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については〇・九五六とし、同月二日以後に生まれた者については〇・九五四とする。

第十条第一項第二号中「ときは、」を「ときは」に、「算定した額）の」を「算定した額とし、同法第四十三条の四又は第四十三条の五の規定の適用があるときは厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第七条の二各号に掲げる率に代えてそれぞれ当該各号に定める率を用いて算定した額とする。）」に改め、同条第五項中「平成二十五年十月から平成二十六年三月まで」を「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」に改め、「及び前三項」を削り、「〇・九七一」とあるのは、「〇・九五三」を「退職共済年金の額に〇・九七一」とあるのは「退職共済年金の額に昭和十三年四月一日以前に生まれた者については〇・九五六を、同月二日以後に生まれた者については〇・九五四」と、「加給年金額に〇・九七一」とあるのは「加給年金額に同月一日以前に生まれた者については〇・九五六を、同月二日以後に生まれた者については〇・九五四」と、「掲げる額に〇・九七一」とあるのは「掲げる額に同月一日以前に生まれた者については〇・九五六を、同月二日以後に生まれた者については〇・九五四」と、「される額に〇・九七一」とあるのは「される額に同月一日以前に生まれた者については〇・九五六を、同月二日以後に生まれた者については〇・九五四」と、前三項中「〇・九七一」とあるのは、「昭和十三年四月一日以前に生まれた者については〇・九五六を、同月二日以後に生まれた者については〇・九五四」に改める。

第十一条第一項中「算定した額」の下に「とし、同法第四十三条の四又は第四十三条の五の規定の適用があるときは第七条の二各号に掲げる率に代えてそれぞれ当該各号に定める率を用いて算定した額」を加え、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」に、「二百七万五千六百円」を「昭和十三年四月一日以前に生まれた者については四百七万九千九百円」に、「二百五十一万七千三百円」を「昭和十三年四月一日以前に生まれた者については二百五十二万五千二百円、同月二日以後に生まれた者については二百五十一万九千九百円」に、「二百二十七万七千六百円」を「昭和十三年四月一日以前に生まれた者については二百二十八万四千七百円、同月二日以後に生まれた者については二百二十八万円」に改める。

第十三条第四項中「平成二十五年十月から平成二十六年三月まで」を「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」に、「〇・九七一」とあるのは「〇・九五三」を「退職年金の額に〇・九七一」とあるのは「退職年金の額に昭和十三年四月一日以前に生まれた者については〇・九五六を、同月二日以後に生まれた者については〇・九五四」と、「加給年金額に〇・九七一」とあるのは「加給年金額に同月一日以前に生まれた者については〇・九五六を、同月二日以後に生まれた者については〇・九五四」と、「算定した額に〇・九七一」とあるのは「算定した額に同月一日以前に生まれた者については〇・九五六を、同月二日以後に生まれた者については〇・九五四」と、「される額に〇・九七一」とあるのは「される額に同月一日以前に生まれた者については〇・九五六を、同月二日以後に生まれた者については〇・九五四」に改める。

第十七条第一項中「改定されたときは」を「改定されたときは」に改め、「算定した額」の下に「とし、同法第四十三条の四又は第四十三条の五の規定の適用があるときは第七条の二各号に掲げる率に代えてそれぞれ当該各号に定める率を用いて算定した額とする。」を加え、同条第二項中「平成二十五年十月から平成二十六年三月まで」を「平成二十七年三月まで」に、「〇・九五三」を「昭和十三年四月一日以前に生まれた者については〇・九五六を、同月二日以後に生まれた者については〇・九五四」と、「算定した額に〇・九七一」とあるのは「算定した額に同月一日以前に生まれた者については〇・九五六を、同月二日以後に生まれた者については〇・九五四」と、「される額に〇・九七一」とあるのは「される額に同月一日以前に生まれた者については〇・九五六を、同月二日以後に生まれた者については〇・九五四」に改める。

第二十五条の二第十一項中「第十九条の二」を「第十三条、第十九条の二」に、「第十九条の二中」を「第十三条中」に改め、「平成十三年法律第百一号。」を削り、「いう。）」と」の下に「、同条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（以下「特例年金政令」という。）第二十五条の二第一項の一時金（特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金の支給に代えて支給されるものを除く。第二十八条第一項及び第三十三条第三項において同じ。）」と」を加え、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行